

災害時医療救護班における DVT 保健医療活動について

【はじめに】

過去の災害においても本邦ではエコノミークラス症候群による災害関連死を経験している。災害関連死や肺塞栓患者の発生をなくすためにも急性期からの DVT 保健医療活動の必要性がある。ここでは、医療救護班が主に避難所支援の枠組みで巡回診療の際に実施すべき DVT 活動の必要性について記載する。災害の種類や規模によって内容は異なるため、被災都道府県の医療調整本部や各救護団体の方針に沿って活動内容は臨機応変に変更して頂きたい。

【DVT 保健医療活動について】

活動内容は災害後の DVT 予防ガイドライン¹⁾をもとに、足の運動、水分補給、弾性ストッキング着用という主に 3 つの予防法の指導がある。具体的には①弾性ストッキングの配布・着脱指導、②運動療法、③生活指導、④広報活動、⑤弾性ストッキングの在庫管理である。具体的な内容は別紙と右記 URL (QR コード) を参照して頂きたい。

「DVT 保健医療活動マニュアル」または「日本赤十字社熊本健康管理センター HP <http://www.kenkan.gr.jp/>」

もちろん、DVT 活動の中で、肺塞栓を疑う被災者や有症状者に関しては被災地内の病院への受診を促したり、患者搬送を検討する必要がある。



【活動するうえでの注意事項】

- ・現地災害対策本部（被災都道府県の保健医療調整本部等）の指示に従う
- ・被災地では様々な医療チーム、救護団体が参集しているため協働して活動する
- ・やりたい活動ではなく「被災者が求めている」、「被災者のためになる」活動を心がける
- ・救護班として常に注目されている意識を持ち、モラルのある行動を心がける
- ・救護活動を終了し撤収する際は、被災者に見捨てられた印象を与えないように留意する
- ・被災地元の保健・医療機関へ途切れなく引き継ぎを行う

【最後に】

この活動は熊本地震での KEEP プロジェクトの活動内容をもとに作成されたものである。特に急性期から亜急性期の被災地での肺塞栓患者の発生が抑制されることを目的に活動して頂きたい。ただし、忘れてはならないのは避難所支援における保健医療活動は保健師との協働が必要である。そして DVT 関連のみならず、感染症・食中毒・栄養・母子保健・精神保健・歯科保健までがその範疇に入り多岐にわたる。医療救護班は避難所アセスメントや巡回診療を保健師や他団体の専門家と協働して実施していく必要がある。

【参考文献】 1) 2014 年度版 災害時循環器疾患の予防・管理に関するガイドライン

日本循環器学会/日本高血圧学会/日本心臓病学会合同ガイドライン